平成２５年（フ）第３８５号
さいたま市北区日進町２丁目1549番地３、旧住所さいたま市北区日進町２丁目422番地日進リュミエール205号
債務者　原島　雪絵
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２９１号
埼玉県春日部市谷原新田2083番地　春日部谷原新田団地４―304号
債務者　内田　貢吉
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２９４号
埼玉県八潮市八潮１丁目22番地13　まこと荘第２―101号室、旧住所埼玉県八潮市大字伊勢野65番地６
債務者　新妻　正人
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２９８号
埼玉県越谷市千間台西５丁目26番地40　エクセル千間台Ｂ―201
債務者　飯田きよみ
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３１１号
埼玉県春日部市南３丁目10番７号　春日部シティハウス101号
債務者　今井　俊明
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３２５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田４丁目13番41号
債務者　関根　純子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
埼玉県本庄市千代田２丁目４番15号　レオパレスフォーチュン102
債務者　池上　宏之（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５７号
岐阜県土岐市肥田浅野朝日町２丁目12番地南山カワイマンション　パート１―402号、従前の住所岐阜県可児市大森1501番地6409
債務者　飯田　諒男
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２８３号
静岡県沼津市大岡1739番地の１　ハイツシャローム201
債務者　玉井比佐子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２５３号
愛知県一宮市天王２丁目10番19号　ファミール伏木102号
債務者　佐藤　政義
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２５４号
愛知県一宮市天王２丁目10番19号　ファミール伏木102号
債務者　佐藤　芳子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２５８号
愛知県一宮市松降２丁目２番27号
債務者　海田小夜子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４３号
北海道岩見沢市幌向北２条３丁目547番地33
債務者　有地　勇太
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第１８４号
岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保91番地22、旧住所岩手県八幡平市野駄第４地割193番地１
債務者　舘澤　友広
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１８５号
岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保91番地22
債務者　舘澤　幸子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３４５号
神奈川県厚木市中荻野153番地２
債務者　杉本　芳敬
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３４７号
神奈川県厚木市山際400番地１　若木荘201
債務者　下山　厚司
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部